

平成21年4月

特殊車両通行許可の申請者各位

国土交通省 道路局 道路交通管理課

特殊車両通行許可の期間の延長に関するお知らせ

特殊車両通行許可の期間については、「車両の通行の制限について」（昭和53年12月1日付け建設省道交発第96号道路局長通達）により、1年間を上限として運用しているところですが、「規制改革推進のための3か年計画（改定）」（平成20年3月25日閣議決定）を踏まえるとともに、平成20年10月1日より特殊車両の通行に関する指導取締りの強化を推進していることとあわせて、一層の法令遵守を図る観点から、事業者の申請に係る負担を軽減するため、許可の期間を最大2年間に延長することとしました。

本措置の運用について下記のとおりお知らせしますので、ご留意頂きますようお願い申し上げます。

記

1. 今回の許可の期間の延長は、平成21年5月21日（木）以降に申請されたものから適用されます。
2. 当面の間、申請システムの一部が未対応であるため、オンライン申請または窓口へのフレキシブルディスクによる申請（FD申請）において、申請書の「通行開始日」から「通行終了日」までの期間は従前の期間（最大1年間）しか入力できません。これらの申請において許可の期間の延長を希望する方は、別途「特殊車両通行許可期間の延長申請書」を提出して下さい。（詳細は資料「特殊車両通行許可の期間の延長に伴う申請方法の留意点について」参照）
3. 本措置により、申請に係る負担が軽減されるものと考えられますので、引き続き特殊車両通行許可制度の趣旨にご理解頂くとともに、より一層の法令遵守及び安全通行にご留意頂きますようお願いいたします。
4. これまでも、特殊車両の通行に際しては、通行前の道路状況確認をお願いしているところですが、許可の期間の延長に伴い、その必要性がより高まることから、道路状況の変化についてより慎重な確認をお願いいたします。今後、道路管理者としても、窓口やウェブサイト等において、道路の状況変化に関する情報提供を充実させていく予定です。